

公立八鹿病院組合

公有財産売却一般競争入札実施要領

目 次

1. 募集の趣旨	P. 1
2. 売払物件	P. 1
3. 現地確認および質問受付	P. 3
4. 入札参加資格	P. 3
5. 入札参加申込	P. 3
6. 入札参加資格の確認	P. 4
7. 入札および開札の日時・場所	P. 4
8. 入札保証金	P. 5
9. 入札方法等	P. 5
10. 入札の無効	P. 6
11. 落札者の決定	P. 6
12. 契約の締結	P. 7
13. 売買代金の納付	P. 7
14. 所有権移転及び物件引渡し	P. 7
15. 契約不適合責任等	P. 7
16. その他の留意事項	P. 8
17. 問い合わせ先	P. 8
18. 関係書類	P. 8
19. 【参考】入札書封筒記載例	P. 9

入札実施スケジュール

内 容	期 間 等
実施要領等の公表	令和8年10月26日(月)
現地確認受付期間	令和8年10月26日(月)から令和8年11月6日(金) 午後5時まで
質問書の受付期間	令和8年10月26日(月)から令和8年11月6日(金) 午後5時まで
質問に対する回答期限	令和8年11月11日(水)
参加申込書提出期限	令和8年11月16日(月) 午後5時まで
入札参加資格確認通知	令和8年11月18日(水)
入札保証金納付期限	令和8年11月20日(金)
入札及び開札	令和8年11月25日(水)
契約締結・売買代金納付期限	令和9年3月中を予定

令和8年10月

公立八鹿病院組合

1. 募集の趣旨

公立八鹿病院組合（以下、「病院組合」という。）では、病院事業に係る公舎について、一般競争入札により売却を行います。本件売却は、未利用となった資産の有効活用及び適正な財産管理を図るとともに、地域における土地・建物の有効利用に資することを目的として実施するものです。

2. 売却物件

【物件1】

ア 建物名称	公立八鹿病院組合公舎14号・15号
イ 所在地	養父市八鹿町九鹿230-4、230-8
ウ 敷地面積	459.42㎡
エ 構造	木造2階建（2棟）
オ 延床面積	14号 134.383㎡（1階87.684㎡ 2階46.699㎡） 15号 134.383㎡（1階87.684㎡ 2階46.699㎡）
カ 建築年月	1995年（平成7年）2月
キ 間取り	14号 5DK 15号 5DK

【物件2】

ア 建物名称	公立八鹿病院組合公舎16号
イ 所在地	養父市八鹿町九鹿240-2
ウ 敷地面積	296.87㎡
エ 構造	木造2階建
オ 延床面積	155.335㎡（1階101.7㎡ 2階53.635㎡）
カ 建築年月	1993年（平成5年）11月
キ 間取り	6DK

【物件3】

ア 建物名称	公立八鹿病院組合公舎18号・19号
イ 所在地	養父市八鹿町九鹿108-5、109-1、109-9
ウ 敷地面積	424.42㎡
エ 構造	鉄筋コンクリート2階建
オ 延床面積	18号（1階）111.904㎡ 19号（2階）111.904㎡
カ 建築年月	1989年（平成元年）11月
キ 間取り	18号 3LDK 19号 3LDK

【物件4】

ア 建物名称	公立八鹿病院組合公舎51号
イ 所在地	養父市八鹿町八鹿1818-1

ウ 敷地面積 284.85㎡
 エ 構造 木造2階建
 オ 延床面積 156.536㎡（1階89.788㎡ 2階66.748㎡）
 カ 建築年月 1992年（平成4年）12月
 キ 間取り 6DK

※物件の概要は別紙「物件調書」のとおりです。



3. 現地確認および質問受付

(1) 現地確認

随時行いますので、現地確認を希望する場合は、事前に総務課へお問い合わせください。

※室内に入られる方はスリッパをご持参ください

(2) 質問書

① 質問受付

質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること。

② 質問方法

公立八鹿病院 総務課へ持参、FAX 又は電子メールによる。

③ 質問受付期限

令和8年10月26日(月)から令和8年11月6日(金) 午後5時まで

④ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年11月11日(水)に質問者及び参加申込者へ郵送により行います。

⑤ その他

令和8年11月11日(水)以降に参加申込を行う者には、申込時に質問回答書を交付します。

4. 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 兵庫県から指名停止措置を受けている者

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者

(3) 国税及び県税を滞納している者

(4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(5) その他病院組合が不適格と判断する者

5. 入札参加申込

入札参加を希望する者は、次により申込みを行うこと。

(1) 申込期間

令和8年10月26日(月)から令和8年11月16日(月)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

公立八鹿病院 総務課

(3) 申込方法

「公有財産売却一般競争入札参加申込書（参加証）」（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、公立八鹿病院総務課へ持参又は書留郵便により提出してください。

(4) 提出書類

ア 共通書類

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書（参加証）（様式第1号） 1通
- ・ 誓約書（様式第2号） 1通

イ 個人の場合

- ・ 住民票の写し（発行後3か月以内のもの） 1通
- ・ 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの） 1通
- ・ 納税証明書（国税及び県税に未納がないことを証するもの） 1通

ウ 法人の場合

- ・ 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの） 1通
- ・ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 1通
- ・ 納税証明書（法人税、消費税及び地方税に未納がないことを証するもの） 1通

(5) 共有名義による申込み

共有名義で入札参加する場合は、共有予定者全員分の添付書類を提出してください。

6. 入札参加資格の確認

入札参加資格があると認められた者には、受付印を押印した「公有財産売却一般競争入札参加申込書（参加証）」を交付する。

入札当日は、当該参加証を持参すること。

7. 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時

令和8年11月25日（水）

物件1 午後2時00分から

物件2 午後2時30分から

物件3 午後3時00分から

物件4 午後3時30分から

※各物件の入札開始時刻は予定であり、前の物件の入札状況等により前後する場合があります。

※開札は、入札後直ちに行います。

※入札会場への入室は、入札する物件の入札開始時刻に合わせて行ってください。入札する物件以外の入札時間帯には、入札会場に入室できません。

(2) 場所

公立八鹿病院 2階 研修ルーム

8. 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札を希望する物件1件につき50万円の入札保証金を、令和8年11月20日（金）までに指定する金融機関口座へ納付しなければならない。
- (2) 複数の物件に入札する場合は、入札保証金の合計額を納付するものとする。
- (3) 入札参加者は、入札保証金の納付にあたり、「公有財産売却一般競争入札保証金納付書兼返還請求書」（様式第3号）を提出すること。
- (4) 振込手数料等は、入札参加者の負担とする。
- (5) 落札者以外の者に係る入札保証金は、後日、指定された口座へ返還する。ただし、利息は付さない。
- (6) 落札者の入札保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。
- (7) 入札保証金を納付していない者は、入札に参加することができない。

9. 入札方法等

入札に参加する者は、関係法令及び本要領を遵守し、公正な入札の執行に協力すること。

- (1) 入札の執行にあたっては、職員の指示に従うこと。
- (2) 入札開始時刻までに、入札者又は代理人は、入札会場に入室していること。なお、入札会場に入室できる者は、申込者、共有予定者又は申込者若しくは共有予定者から委任を受けた代理人に限る。
- (3) 入札参加者は、入札執行前に参加証を職員へ提示すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出し、入札書には代理人が記名押印すること。
- (5) 入札書は、物件番号、物件名及び入札者名を記載した封筒に封入し、封をしたうえで職員の指示に従い入札箱へ投入すること。（入札書封筒記載例 参照）
- (6) 投入後の入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (7) 不正行為等により公正な入札執行が困難と認めるときは、入札を中止する場合がある。
- (8) 暴力団その他反社会的勢力との関係が判明したときは、入札参加資格を取り消す。
- (9) 入札は1回限りとし、再度の入札は行わない。
- (10) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (11) 入札を辞退する場合は、速やかに入札辞退届を提出すること。
- (12) 入札当日は、次の書類等を持参すること。

- ① 参加証（様式第1号）

② 入札書（様式第4号）

③ 委任状（様式第5号）（代理人による入札の場合）

※委任状は物件ごとに必要です。

※委任状には、申込者の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

④ 印鑑（申込時に使用したもの。必要に応じて使用します。）

⑤ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

⑥ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※入札当日、本人確認を行います。

(13) 入札書に記載する金額は、当該物件の購入金額を記載すること。

(14) 本要領に定める事項に違反した入札は、無効とする。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札。

(2) 代理人による入札において、委任状を提出しない者がした入札。

(3) 指定した日時及び場所に入札書を提出しなかった入札。

(4) 所定の様式によらない入札。

(5) 入札書に記名押印がない入札（代理人による入札の場合は、代理人の記名押印がない入札を含む。）。

(6) 入札金額、入札者名、物件番号その他主要な事項が確認できない入札又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札。

(7) 入札金額を訂正した入札。

(8) 入札者又はその代理人が、同一物件について2以上の入札をしたときの当該入札。

(9) 代理人が2人以上の代理をした入札。

(10) 入札に関し、連合その他不正の行為をした者の入札。

(11) 職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札。

(12) 最低売却価格に達しない金額による入札。

(13) 所定の入札保証金を納付していない者の入札。

(14) その他本要領に違反して行われた入札。

11. 落札者の決定

(1) 入札終了後、直ちに開札を行う。

(2) 各物件の最低売却価格は、病院組合において設定するものとする。なお、入札に係る最低売却価格は公表しないものとする。

(3) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が病院組合の定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (5) 落札者が決定したときは、落札者の氏名（法人の場合は法人名）及び落札金額を公表する。
- (6) 落札者が、暴力団その他反社会的勢力に該当することが判明した場合その他病院組合が不適当と認める場合は、落札者決定を取り消すことがある。

12. 契約の締結

- (1) 落札者は、病院組合が指定する期日までに、公有財産売買契約を締結しなければならない。
- (2) 契約書に貼付する収入印紙その他契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (3) 落札者が正当な理由なく指定期日までに契約を締結しないときは、落札者としての権利を失う。
- (4) 前項の場合、入札保証金は病院組合に帰属し、返還しない。

13. 売買代金の納付

- (1) 落札者は、売買契約締結後、病院組合が指定する期日までに、売買代金を一括して納付しなければならない。
- (2) 売買代金は、落札金額から既に納付済みの入札保証金を差し引いた額とする。
- (3) 売買代金の納付に要する費用は、落札者の負担とする。
- (4) 落札者が指定期日までに売買代金を納付しないときは、病院組合は契約を解除することがある。
- (5) 前項の規定により契約を解除した場合又は落札者の都合により契約を解除した場合は、入札保証金その他既納金は病院組合に帰属し、返還しない。

14. 所有権移転及び物件引渡し

- (1) 物件の所有権は、病院組合が売買代金の完納を確認した時点で落札者に移転する。
- (2) 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権移転登記に必要な書類は、病院組合が落札者に交付するものとし、所有権移転登記に要する登録免許税その他一切の費用は、落札者の負担とする。
- (4) 売却物件に係る未登記建物については、病院組合において表示登記を行った後、所有権移転登記を行うものとする。
- (5) 売却物件のうち、現況と登記地目が異なるものについては、病院組合において必要な地目変更手続を行うものとする。
- (6) 所有権移転後の固定資産税その他一切の費用は、落札者の負担とする。

15. 契約不適合責任等

- (1) 病院組合は、売却物件について一切の契約不適合責任を負わない。

- (2) 売却物件に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事項があった場合でも、病院組合は、修補、代替物の引渡し、売買代金の減額、損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。
- (3) 建物、工作物、設備、埋設物等について、修繕、撤去又は補修等が必要となる場合は、落札者の負担において行うものとする。

16. その他の留意事項

- (1) 入札参加希望者は、事前に現地及び関係書類を十分確認したうえで申し込むこと。
- (2) 建物、工作物、設備、フェンス、庭木、残置物等についても、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 病院組合は、購入資金の融資又は融資のあっせんは行わない。
- (4) 物件の利用にあたっては、建築基準法、都市計画法その他関係法令並びに兵庫県及び養父市の関係条例等を遵守すること。
- (5) 情報公開請求等により、入札参加者又は落札者の氏名（法人の場合は法人名）が公表される場合がある。
- (6) 物件により、区費その他地域負担金等が必要となる場合がある。
- (7) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令その他関係法令の定めるところによる。
- (8) 売却物件に係る未登記建物の表示登記及び必要な地目変更手続については、売買契約締結後に病院組合の負担において行うものとする。
- (9) 病院組合は、売買契約締結後に改めて測量を行わないものとし、買受人が必要とする測量については、買受人の負担において行うものとする。なお、測量の結果、面積その他に差異が生じた場合であっても、原則として売買代金の増減は行わない。
- (10) 本要領に定めのない事項については、関係法令等に基づき病院組合が定めるところによる。

17. 問い合わせ先

本件入札に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒667-8555

兵庫県養父市八鹿町八鹿1878番地1

公立八鹿病院 総務課

電話番号 079-662-5555

FAX 番号 079-662-3134

メールアドレス info@hosp.yoka.hyogo.jp

18. 関係書類

本実施要領に関する様式は、次のとおりとする。

様式第1号 公有財産売払一般競争入札参加申込書（参加証）

様式第2号 誓約書

様式第3号 公有財産売払一般競争入札保証金納付書兼返還請求書

様式第4号 入札書

様式第5号 委任状

様式第6号 質問書

様式第7号 入札辞退届

様式第8号 公有財産売買契約書

【参考】入札書封筒記載例＜横書き＞

入札書在中	
物件番号	: ○○
物件名	: 公舎○○
入札者名	: ○○ ○○ (法人の場合は法人名及び代表者名)

※封筒は封かんしてください。

※物件ごとに封筒を分けて提出してください。